

茨城県報 号 外

昭和43年 8 月 5 日

月 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●茨城県林業信用基金保証料補給金交付要項 (林政課)	1
●茨城町明光土地改良区役員の就退任 (水戸土地改良事務所)	10
●上石崎干拓土地改良区役員の就退任 (")	11
●里根川土地改良区役員の住所変更 (高萩土地改良事務所)	11
●大和土地改良区役員の住所変更 (鉾田土地改良事務所)	12
●土浦市外十五ヶ町村土地改良区役員の退任 (土浦土地改良事務所)	12
●小谷沼土地改良区役員の退任 (下館土地改良事務所)	12

告 示

茨城県告示第910号

茨城県林業信用基金保証料補給金交付要項を次のように定める。

昭和43年 8 月 5 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県林業信用基金保証料補給金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、林業(林業種菌生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。)金融を円滑にしてその振興をはかるため、林業者等が、林業信用基金法(昭和38年法律第55号。以下「法」という。)にもとづく林業信用基金(以下「基金」という。)の債務保証により、金融機関(法第2条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。)から協同組織による林業経営の改善に必要な資金を借り受けたときは、その保証料の一部を予算の範囲内において補給するものとし、当該補給金については茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「林業者等」とは、法第2条第1項に規定する者であつて、基金に対し直接又は間接に出資している者をいう。

2 「協同組織」とは、森林法(昭和26年法律第249号)にもとづく森林組合若しくは森林組合連合会、又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)にもとづく事業協同組合若しくは協同組合連合会をいう。

(補給の対象)

第3条 この要項による保証料の補給は、前条2項の森林組合及び事業協同組合(以下「組合等」という。)又は森林組合連合会及び協同組合連合会(以下「連合会等」という。)が、法第29条の規定により基金の保証をうけた債務(以下「被保証債務」という。)に対応して基金に対し支払うべき保証料について1年をこえない期間において行なうものとする。ただし、災害復旧又は知事が必要と認める被保証債務については、1年をこえる必要な期間継続して補給金を交付することができる。

(補給率等)

第4条 補給は、被保証債務の額に対し日歩1厘5毛で計算した額をもつて行なうものとする。

2 前項により計算した金額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補給金の交付申請)

第5条 補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、林業信用基金保証料補給金交付申請書(様式第1号)に林業信用基金債務保証貸付実行証明書(様式第2号)を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条に規定する申請の取下げ制限は、申請が補給金交付決定の通知を受領した日から10日とする。

(補給金の交付決定)

第7条 知事は、第5条による申請書の提出があつた場合は、その内容の審査を行ない適当と認めるときは、規則第7条の規定により補給金交付決定の通知(様式第3号)をするものとする。

(内容の変更)

第8条 申請者は、前条の申請内容を変更しようとするときは、林業信用基金債務保証借入変更承認申請書(様式第4号)に林業信用基金債務保証契約変更証明書(様式第5号)を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定により、申請者が知事に提出する実績報告書は、様式第6号による。

(委任)

第10条 補給金の交付を受けようとする組合等は、補給金の交付申請及び補給金の請求並びに受領に関する事務を連合会等の長(以下「会長等」という。)に委任することができる。

2 前項より委任を受けた会長等は、委任状(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

3 本条により委任をした組合等にあつては、第9条による実績報告の提出を要しないものとする。

る。

- 4 委任を受けた会長等は、第9条による実績報告書に別紙(2)の付表を添えて、別に指示する日までに知事に提出しなければならない。

付 則

この要項は、昭和43年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条)

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

申 請 者 住 所

名 称

代表者氏名

⑨

林業信用基金保証料補給金交付申請書

昭和 年度において、林業信用基金の債務保証により融資をうけたので、補給金を交付されるよう茨城県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容 別紙のとおり

(注) 「事業の内容」別紙(1)及び(2)による。

添 付 書 類

- (1) 林業信用基金債務保証貸付実行証明書

(B5)

様式第2号(第5条)

昭和 年 月 日

金融機関

殿

申請者住所

名称

代表者氏名

印

林業信用基金債務保証貸付実行証明書

保証番号(), 貸付決定日(), 貸付実行日()												
保 証 条 件					貸 付 条 件					償還方法		
保証金額	円				貸付金額	円						
保証期間	自	至	年	月	日	貸付期間	自	至	年		月	日
保証料	円				貸付利率							
資金の使途												

上記のとおり林業信用基金の債務保証により貸付けしたことを証明する。

昭和 年 月 日

金融機関

印

(B5)

様式第3号 (第7条)

林 政 第 号
昭和 年 月 日

代 表 者 殿

茨城県知事



林業信用基金保証料補給金交付決定通知書

昭和 年 月 日付で申請のあつた林業信用基金保証料補給金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

1 補給金交付決定額 円

2 補給金の内容	対 象 組合名	補給対象保証額	日 数	積 数	補 給 金 額
		円		円	円
	計				

3 申請取下げ期限 昭和 年 月 日

4 その他の条件

(B5)

様式第4号(第8条)

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

㊞

林業信用基金債務保証借入変更承認申請書

昭和 年 月 日付で提出した林業信用基金保証料補給金交付申請書の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容 別紙のとおり

(注) 「変更の内容」は、別紙(1)及び(2)により作成し、当初計画を上段に赤字で、変更内容を下段に黒字で記入すること。

(B5)

添付書類 林業信用基金債務保証契約変更証明書

様式第5号(第8条)

昭和 年 月 日

金融機関 殿

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

㊞

林業信用基金債務保証契約変更証明書

承認日付	昭和 年 月 日	保証日付	昭和 年 月 日
承認番号		保証番号	
変更事項	変更前の表示	変更後の表示	

上記のとおり保証契約が変更されたことを証明する。

昭和 年 月 日

金融機関

㊞

(B5)

様式第 6 号 (第 9 条)

昭和 年 月 日

茨城県知事 、殿

申 請 者 住 所

名 称

代表者氏名

㊞

林業信用基金債務保証付借入金実績報告書

昭和 年 月 日付林政第 号により補給金交付の決定通知を受けた債務保証付借入が完了したので別紙のとおり報告します。

(注) 別紙(1)及び(2)による。

(B 5)

様式第 7 号 (第10条第 2 項)

委 任 状

都合により を代理人と定め下記の権限を委任いたします。

記

- 1 昭和 年度における茨城県林業信用基金保証料補給金交付要項にもとづく補給金の交付申請及び補給金の請求並びに受領に関する一切の件。

昭和 年 月 日

住 所	氏 名	印

(B 5)

昭和 年度林業信用基金債務保証付借入金の内容

(単位組合の場合)

[illegible]

(注) (1) 資金の使途とは、素材生産、素材購入、素材運搬等を記入すること。

(B 4 横型)

茨城県告示第911号

東茨城郡茨城町大字小堤1743の5番地に事務所を置く茨城町明光土地改良区から、次のとおり役員が就任および退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年8月5日

茨城水戸土地改良事務所長 古田上 混

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町大字馬渡 529	理 事	雨 谷 俊 夫	理 事 長
" " " 上石崎2846	"	中 山 昌一郎	
" " " 長岡 365	"	横 田 英 重	
" " " 上石崎2278	"	中 山 武 雄	
" " " " 3902	"	藤 枝 西 松	
" " " 長岡35の2	"	川 西 丈 夫	
" " " 谷田部642の1	"	塩 畑 金 治	
" " " 上石崎3918	"	坂 場 好 孝	
" " " 長岡 686	"	木 村 徳	
" " " " 352の1	"	山 口 吉 男	
" " " 谷田部622の2	"	黒 沢 浩	
" " " 長岡 208	"	宮 沢 一 郎	
" " " 谷田部305	"	小 貫 馨	
" " " 上石崎2312	"	中 山 寿	
" " " " 3818の1	"	藤 枝 馨	
" " " 前田336の1	"	菅 谷 虎 雄	
" " " 大戸1296	"	黒 田 博	
" " " " 1896	"	打 越 惣衛門	
" " " 大畑 332	"	菅 谷 栄	
" " " 馬渡 224	"	雨 谷 大 司	
" " " " 475	"	清 水 仁 雄	
" " " 上石崎2848	監 事	大 信 仁 夫	
" " " 長岡377の2	"	横 田 寅 夫	
" " " 前田640	"	斎 藤 義 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町大字馬渡 529	理 事	雨 谷 俊 夫	理 事 長
" " " 長岡35の2	"	川 西 丈 夫	
" " " " 365	"	横 田 英 重	
" " " 谷田部305	"	小 貫 馨	
" " " 上石崎2846	"	中 山 昌一郎	
" " " " 3902	"	藤 枝 西 松	
" " " 前田 336の1	"	菅 谷 虎 雄	
" " " 大戸1290	"	郡 司 昇	
" " " 大畑 359 360の1	"	菅 谷 瑛	
" " " 馬渡 482	"	雨 谷 弘	

〃	〃	〃	長岡 352の1	監 事	山 口 吉 男
〃	〃	〃	上石崎2848	〃	大 信 仁 雄
〃	〃	〃	大畑 332	〃	菅 谷 栄

茨城県告示第912号

東茨郡茨城町大字小堤1743の5番地に事務所を置く上石崎干拓土地改良区から、次のとおり役員が就任および退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年 8 月 5 日

茨城県水戸土地改良事務所長 古 田 土 滉

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町大字上崎 870	理 事	藤 枝 茂	理 事 長
〃 〃 〃 〃 1876	〃	海老沢 勤	
〃 〃 〃 〃 1833の1	〃	藤 枝 公 通	
〃 〃 〃 〃 1833の1	〃	石 崎 謙 夫	
〃 〃 〃 〃 3313	〃	飯 田 治	
〃 〃 〃 上石崎4361	〃	野 口 一 郎	
〃 〃 〃 馬渡 529	〃	雨 谷 俊 夫	
〃 〃 〃 上石崎3892	監 事	藤 枝 友 次	
〃 〃 〃 〃 1447	〃	関 重 夫	
〃 〃 〃 〃 2932	〃	福 田 裕	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町大字上崎1841	理 事	藤 枝 正 文	理 事 長
〃 〃 〃 〃 4336	〃	藤 枝 富 久	
〃 〃 〃 〃 3997	〃	仲 野 清 行	
〃 〃 〃 〃 2839	〃	飯 田 静 雄	
〃 〃 〃 〃 2289	〃	関 伊 治	
〃 〃 〃 〃 1291	〃	関 清	
〃 〃 〃 〃 1876	〃	海老沢 勤	
〃 〃 〃 〃 3918	監 事	坂 場 好 孝	
〃 〃 〃 〃 2851	〃	佐 藤 由 春	
〃 〃 〃 〃 1447	〃	関 重 夫	

茨城県告示第913号

北茨城市磯原町北茨城市役所内に事務所を置く里根川土地改良区から、次のとおり役員が住所変更した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年 8 月 5 日

茨城県高萩土地改良事務所長 小 坂 政 治

旧 住 所

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北茨城市大津町北町 530	理 事	前 田 喜 平	
〃 〃 〃 〃 1412	〃	松 本 敏 秋	

新 住 所

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北茨城市大津町北町 540	理 事	前 田 喜 平	
" " " 1112	"	松 本 敏 秋	

茨城県告示第914号

行方郡麻生町大字蔵川126へ2に事務所を置く大和土地改良区から、次のとおり役員が住所変更した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年8月5日

茨城県鉾田土地改良事務所長 岡 野 健 次

変 更 前

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字蔵川251	理 事	宮 崎 幸 一	

変 更 後

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡麻生町大字蔵川255	理 事	宮 崎 幸 一	

茨城県告示第915号

土浦市大字下高津374番地の1に事務所をおく土浦市外十五ヶ町村土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年8月5日

茨城県土浦土地改良事務所長 小 林 貞 良

1. 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡阿見町大字福田972番地	理 事	宮 本 源 司	

茨城県告示第916号

水海道市菅生町2961番地に事務所をおく小谷沼土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和43年8月5日

茨城県下館土地改良事務所長 上 野 秀 雄

1. 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡岩井町大字猪実796番地	理 事	小 林 茂	

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所